

騒音規制法第2条第1項で定める特定施設（騒音規制法施行令第1条）

1	金属加工機械	イ 圧延機械（原動機の定格出力の合計が22.5キロワット以上のものに限る。） ロ 製管機械 ハ ベンディングマシン（ロール式のものであって、原動機の定格出力が3.75キロワット以上のものに限る。） ニ 液圧プレス（矯正プレスを除く。） ホ 機械プレス（呼び加圧能力が294キロニュートン以上のものに限る。） ヘ せん断機（原動機の定格出力が3.75キロワット以上のものに限る。） ト 鍛造機 チ ワイヤーフォーミングマシン リ ブラスト（タンブラスト以外のものであって、密閉式のものを除く。） ヌ タンブラー ル 切断機（といしを用いるものに限る。）
2	空気圧縮機及び送風機	（原動機の定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。）
3	土石用又は鉱物用の破碎機、摩碎機、ふるい及び分級機	（原動機の定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。）
4	織機	（原動機を用いるものに限る。）
5	建設用資材製造機械	イ コンクリートプラント（気ほうコンクリートプラントを除き、混練機の混練容量が0.45立方メートル以上のものに限る。） ロ アスファルトプラント（混練機の混練重量が200キログラム以上のものに限る。）
6	穀物用製粉機	（ロール式のものであって、原動機の定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。）
7	木材加工機械	イ ドラムパーカー ロ チッパー（原動機の定格出力が2.25キロワット以上のものに限る。） ハ 碎木機 ニ 帯のこ盤（製材用のものにあっては原動機の定格出力が15キロワット以上のもの、木工用のものにあっては原動機の定格出力が2.25キロワット以上のものに限る。） ホ 丸のこ盤（製材用のものにあっては原動機の定格出力が15キロワット以上のもの、木工用のものにあっては原動機の定格出力が2.25キロワット以上のものに限る。） ヘ かんな盤（原動機の定格出力が2.25キロワット以上のものに限る。）
8	抄紙機	
9	印刷機械	（原動機を用いるものに限る。）
10	合成樹脂用射出成形機	
11	鋳型造型機	（ジョルト式のものに限る。）